

令和6年度 八幡浜市環境センター維持管理状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処分した廃棄物 (単位:トン)	可燃性ごみ	1,441.97											
燃焼ガス温度 (炉内において連続的に測定(800℃以上))	1号炉	939											
	2号炉	932											
集じん機に流入する燃焼ガス温度 (有害ガス除去装置入口にて連続的に測定(概ね200℃以下))	1号炉	180											
	2号炉	181											
排ガス中の一酸化炭素濃度 (誘引送風機入口にて連続的に測定(100ppm以下))	1号炉	1.3											
	2号炉	3.2											

※燃焼ガス温度・集じん機に流入する燃焼ガス温度・排ガス中の一酸化炭素濃度は連続記録計の月平均値を記載しています。

詳細データにつきましては、八幡浜市環境センターにおいて閲覧できます。

冷却設備、排ガス設備内に堆積したばいじんの除去を行った年月日	冷却設備	1号炉	2号炉
	排ガス処理設備	R5.9.11	R5.7.14

※冷却設備 : 空気予熱器の除じんはスートブロワにより毎日実施

※排ガス処理設備 : ろ過式集じん機の除じんは空気式自動洗浄装置により毎日実施

		1回目	2回目	
排ガス中のばい煙量 又はばい煙濃度 (煙突測定孔にて測定) (測定回数: 年2回)	1号炉	排ガスを採取した年月日	R5.6.29	R6.2.8
		測定結果の得られた年月日	R5.7.19	R6.2.14
		硫黄酸化物濃度(Sox) (K値)	0.01未満	0.01未満
		ばいじん濃度 (g/m ³ N)	0.049	0.0059
		塩化水素濃度(HCL) (ppm)	5	19
	2号炉	窒素酸化物濃度(Nox) (ppm)	58	91
		排ガスを採取した年月日	R5.6.29	R6.2.8
		測定結果の得られた年月日	R5.7.19	R6.2.14
		硫黄酸化物濃度(Sox) (K値)	0.01	0.01未満
		ばいじん濃度 (g/m ³ N)	0.023	0.0059
塩化水素濃度(HCL) (ppm)	5	12		
窒素酸化物濃度(Nox) (ppm)	49	90		

ばい煙濃度の排出基準(大気汚染防止法)

硫黄酸化物濃度	K値規制 17.5以下
ばいじん濃度	0.25g/m ³ N以下
塩化水素濃度	430ppm以下
窒素酸化物濃度	250ppm以下

K値: 地域ごとに定める定数

ばい煙濃度の排出基準(地元との協定基準)

硫黄酸化物濃度	-
ばいじん濃度	0.05g/m ³ N以下
塩化水素濃度	150ppm以下
窒素酸化物濃度	200ppm以下

K値: 地域ごとに定める定数

排ガス中の ダイオキシン類濃度 (煙突測定孔にて測定) (測定回数: 年1回)	1号炉	排ガスを採取した年月日	R5.6.29
		測定結果の得られた年月日	R5.7.19
		測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	0.039
	2号炉	排ガスを採取した年月日	R5.6.29
		測定結果の得られた年月日	R5.7.19
		測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	0.039

ダイオキシン類濃度の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

ダイオキシン類濃度	10ng-TEQ/m ³ N以下
-----------	-----------------------------

ダイオキシン類濃度の排出基準(地元との協定基準)

ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/m ³ N以下
-----------	----------------------------

放流水の水質測定においては、雨水以外は放流せず、汚水は全て処理後、冷却水として利用し汚泥は焼却しているため実施していない。